

会の規約

REGULATIONS

- 目的** 会員相互の同志的協力と啓発を図り、豊かな地域文化を創造することを目的とする。
- 名称** 本会は地域商業文化を創造する会(略称4C会)と称する。
- 会員**
- (1) 独自の地域文化創造に熱意を有する経営者とし、原則として1業種1会員とする。
 - (2) 新規加入については、会員の推薦に基づき会員全員の承認を得るものとする。
 - (3) 新入会員は入会后1年間は準会員とする。
- 会合の開催**
- (1) 毎月定例的に会合を開催する。
 - (2) 会合の進行は例会委員長が行う。
 - (3) 会合の内容については、その都度、会長及び副会長と事務局長が決定する。
- 会の運営**
- (1) 会に会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名、及び監事1名を置く。
 - (2) 会長及び副会長は、会の企画運営にあたる。
 - (3) 会長は、会務を統括する。
 - (4) 会に相談役をおくことができる。
 - (5) 事務局長は会すべての連絡運営の業務をつかさどる。
 - (6) 会計は会計事務をつかさどる。
 - (7) 監事は会計を監査する。
 - (8) 会計年度は4月から翌年3月までとする。
 - (9) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - (10) 会の企画運営のために例会委員会、研修委員会を設け、会員はいずれかの委員会に所属し、会活性化のため、積極的な活動を行わなければならない。
- 会費**
- (1) 新入会員より入会金として50,000円を徴収する。ただし、万一退会するときは返金しない。
 - (2) 会の運営に必要な経費は、毎月15,000円の会費をもってあてる。
 - (3) 会費は、毎月銀行引落にして徴収する。

慶弔規程

会員が結婚、死亡、傷病又は災害を受けた場合、及び会員企業が災害を受けた場合、この規程により慶弔見舞金を支給する。

〔結婚祝金〕

第1条 会員が結婚した場合、本人に対して30,000円を結婚祝金として支給する。

〔弔慰金〕

第2条 会員が死亡した場合、その遺族に対して30,000円の弔慰金を支給し、供花を供える。

会員の家族が死亡した場合は、次の区分により弔慰金を支給する。

- 1 配偶者 20,000円(供花)
- 2 会員の同居家族 10,000円

〔傷病見舞金〕

第3条 会員が傷病のため入院した場合は、20,000円の見舞金を支給する。

会員の配偶者が傷病のため入院した場合は、10,000円の見舞金を支給する。

〔災害見舞金〕

第4条 天変地変その他避けられない事故において、会員又は会員企業に災害が生じた場合、10,000円の見舞金を支給する。

〔特例の扱い〕

第5条 この条文に定められていない特殊慶弔に関しては、その都度例会で決定する。

尚、緊急の場合は会長が決定する。

付 則

この規程は、平成11年9月1日より実施する。

- 月次例会** 毎月1回最終金曜日PM6:30から月次例会を開催。<例会委員会>但し2月は公開講演会、4月は会員年次総会、12月は会員忘年会とする。また、国内外の研修会は、実施月の例会とする。
- 研修会** 国内外に先進地域、先駆的企業団体との積極的な情報交流を図るため、研修会や研修旅行を行う。<研修委員会>
- 公開講演会** 年1回<定例は2月>各界で活躍するオピニオンリーダーや著名な専門家を招聘して会員企業、会員取引企業、行政関連担当者、商工会議所、4C会活動の協賛者などにご案内して公開講演会を行う。<事務局所管>
- 会員スピーチ** 月次例会の定例会議後に年間スピーチ担当表（総会時事務局配布）に基づき「会社近況」、「最新の話題」、「近頃感じた事」など自由なテーマで60分以内で会員スピーチを行う。また担当会員の責任でゲストスピーカーを招聘し代行させることも可。（その際、会予算でお車代として3万円を事務局が準備し会長が謝辞を添えて手渡す。）

